りて國家の前途に向つて少しく期する所ありしを已に期する所あり是を以て俗事暫く耳目の外に拒絶され人類の競爭、東洋の安危亦唯講學の一材料として吾輩の腦裡を刺衝し來るのみ無は有を生ぜず播かざれば稔らず前途志あるもの潛心、學を講ず亦た實に止むを得ざるものなり

夫れ然り國家前途の情勢は吾輩を驅りて姑らく學理の蘊奥を講究せしめ學理の講究は吾輩を驅りて遂に文壇に筆を取らしむるに至れり知るべし時勢は吾輩をして學理を講究せしめ境遇は遂に吾輩をして雜誌を發行せしむることを蓋し之を以て敢て英華を大方に衒はんとするにあらず唯前途任を擔へる同窓學生の切磋砥礪の機關に供せんと要するのみ

此の如き意氣と抱負とを以て創刊せられた雜誌は、委員の努力と教官の支援の下に、毎號豐富なる內容を以て、龍南人に歡迎せられたのである。

第二節　龍南會の傳承と雜誌の「龍南」改題

傳承の二方面

龍南會の傳承に就いては、その形式と內容との二方面を說かなければならぬ。而してその形式的方面に於ては、規則の改正追加と會員の增減とが考へらるべく、その內容的方面に於ては、思想の動向とそれに伴ふ龍南會雜誌の內容とが考へらるべきであらう。然るに思想の動向に關しては、前にも多少觸れて置いたことでもあり、玆には主として形式的方面のみを取扱つて見たいと思ふ。

會則の追加

明治二十四年十一月三日の佳辰を以て創立された龍南會會則なるものは、翌二十五年には、

一、入會セント欲スルモノハ其原籍及現住所ヲ詳記シ其旨會長ニ申入ルベシ

一、不都合ノ所爲アリト認ムルモノハ役員ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルベシ

一、已ムヲ得ザル事故ニ依リ退會セント欲スルモノハ其理由ヲ明記シ其旨會長ニ屆出ヅベシ

の三箇條を追加してゐる。入退會に關する規則もさることながら、除名云々の條項に至りては、現在の規則にもそのまゝ存してはゐるが、當時に遡つて考へて見れば、會員相互の緊張と磨勵とが想像せられる。今雜誌第十一號（二十五年十一月三日發行）の雜報に「二額面の由來と瑞邦館」と題する記事がある。卽ち、

二額の由來と瑞邦館

入神致用

瑞邦

勝海舟筆跋

二額面の由來と瑞邦館

過般倶樂部には勝伯の揮毫せられたる「入神致用」の額面と白虎隊戰死の圖面を掲げゐたりしが今般更に有栖川一品親王殿下の御潤筆し給ふたる「瑞邦」の額面を掲げたり、校長二額面の由來を略示して曰く予は龍南會員の希望を納れ此二額面を齎らすに當り豫め揮毫を請ふべき人物を擇びたり想ふに有栖川一品親王殿下は　天皇陛下を除くの外貴顯中最景仰尊崇する所なるにより

瑞邦館と稱せらる

嘉納校長筆蹟

御潤筆を仰ぎ奉りたり又た一額面は之を天下の高人物に請ふことゝしたりし然れども今の世に當り所謂高人物と呼ばるゝものは甲黨に信ぜらるれば乙派の嘲る所となり毀譽褒貶一ならず獨り海舟翁は戊辰前後、鼎沸せし天下を鎭めし大切あるのみならず維新後と雖亦た機政に參せられたり今や功成り名遂げ悠々自適、天下擧て風彩を想像す乃ち翁に謁して謂ふ所ありしに卽日彼の四字を揮毫せられたりと又た曰く瑞邦、入神致用共に大に據る所あるなり殊に瑞邦は　聖廟掲る所の「瑞邦家」の句に取れるものなれば自今余は此倶樂部に名くるに瑞邦の二字を以てせんと是に於てか滿座一致、倶樂部を呼んで瑞邦館とし龍南會の神聖なる唯一の會場とするに決したり

之に依れば、嘉納校長が龍南會員の希望を納れ、愼重考慮の末、特に有栖川一品親王殿下と勝海舟とに懇願の結果であつて、宮殿下は申すも畏し、勝伯に至りては、人格識見勳功の何れよりするも人後に落ちざるの士、洵に人を得たものと謂ふべく、爾來、瑞邦館が、龍南會の神聖なる會場となつて今日に及んでゐるのも、當然であらう。而して勝伯の額は、今、柔劍道場の東部劍道部の正面に掲げられ、柔道部の正面にある嘉納校長の「順道制勝」の額面と相對してゐるのである。

順道制勝

龍南會支部の成立

降つて二十七年には、東京に於て龍南會支部なるものが、會長の承認を得て組織せられ、東西相呼應して本會の隆盛を見るに至つた。而してその規約は、次の六箇條より成つてゐる。

一、本會ヲ龍南會東京支部ト稱ス（但當分別ニ部長ヲ置カズ）
一、本會ニ幹事四名ヲ置ク（但法・文・工・理ノ各分科ニ一名宛ノコト）
一、本會ハ隔月ニ一回開會ス（但九月ヲ大會トナシ其他ヲ小會トナス）
一、幹事ハ毎會ノ終ニ於テ次任ノ幹事ヲ指命ス
一、幹事ハ毎支部會ニ於ケル緊要ナル事項ヲ本部ニ通知スベシ
一、幹事ハ該支部員ノ龍南會費ヲ徵集シ之ヲ本部ニ送ルベシ（但各自ノ便宜ニヨリ各自本部ニ納ムルモ差支ナシ）

雜誌部委員の減少と總務委員獨立

此を以て觀るも、流石に龍南會創立當初に於ける人々が、母校竝に本會に對する思慕の情の濃やかなるものがあつたことが察せられる。而して該支部中には、在大學生のみならず、第一高等中學校や成城校・水産傳習所等に在學中の者も、數名あつたと云ふことである。

同年雜誌部委員を減じて六名と爲し、總務委員を獨立せしめたことも、新事に屬する。

事務取扱規則に於ては、明治廿八年十月、

第七條　新ニ起ルベキ部門ハ之ヲ本會ノ監督ノ下ニ置キ一學年以上其發起人ニ於テ萬事ヲ負擔シ其時日經過ノ

後役員會ヲ開テ會ノ一部トナスベキヤ否ヤヲ決スベシ

但新設部門ノ發起人ハ當初之ヲ本會ニ通知シ置クコトヲ要ス

の一條を加へ、二十九年一月十六日に行はれた役員會議の結果、

一　委員ハ各組ヨリ十人毎ニ一人ノ選擧代理人ヲ出シテ選擧セシム。但各組人員ノ計算ハ、出席簿記載ノ數ヲ以テシ、端數ニハ、四捨五入ノ法ヲ用ユ、若シ一組五人以下ナルトキハ、一人ヲ出スヲ得

一　二名ノ總務委員中、一名ハ一部生ヨリ、他ノ一名ハ二部竝ニ三部生ノ中ヨリ選出セシム

一　從來ノ改選期ヲ改メテ、毎年三月十日乃至十五日トス

一　會費ヲ學期納トシ、毎學期ノ初メ、四拾錢宛授業料ト共ニ納付セシム。但來ル第三學期ヨリ實施ス

等の各條を追加し、同年四月より實施せられたる會計規則第一條に依れば、

通常會員ハ會費トシテ一學年ニ付金壹圓貳拾錢ヲ納ムルモノトス

但金額ヲ三分シ各其一分ヲ毎學期授業料納付期日ニ徴收ス

と定められ、同年同月追加せられたものに、

入會費の徴收

新入ノ通常會員ハ入會費トシテ金拾錢ヲ納ムルモノトス

の一箇條がある。乃ち入會費は、明治二十九年四月より始まつたことが知られ、三月十二日午後二時三十分より、既に各學級各組に於て、新選擧法に基いて選出せる選擧代理人凡そ五十人が、始めて一堂に相會して新委員の選擧を行つたのである。

かくて新役員による二十九年度龍南會收入支出豫算表は、次の如く承認可決せられた。

明治二十九年度收入支出豫算表

明治廿九年度龍南會收入支出豫算

收入豫算總額	一〇三一、四〇八五
區分	支出豫算
雜誌演說部	四九四、〇〇〇
擊劍部	一〇六、〇〇〇
柔道部	一〇〇、〇〇〇
弓術部	五三、〇〇〇
運動部	八四、七〇〇
無所屬	一九三、三八五
合計	一〇三一、〇八五

この豫算案通過の後、前記の如く來る九月よりの新入會には、入會費金拾錢宛を課することが議決せられてゐる。

造士館の廢校と龍南會員の增加

然るに、高等中學造士館の廢校と共に、教授生徒の新來を受けて、龍南會員も俄にその數を增加したのであるが、同年一月發行の雜誌第四十九號（二九、一〇、二四、雜報）には、次の通り記してゐる。

造士館生徒諸子を迎ふ

遠く西邊の一陲に聳立して、他の六校と其の肩を竝べ、（中略）隱然西陲に重きを致せしもの之を高等中學造士館となす。その設立されしより年を累ぬること玆に九星霜、事漸くその緒につかんとして、天下の趨勢は端なくも是等幾十の教授と二百餘の健兒とを驅て訣をその校に告ぐるに至らしめたり。

（中略）諸子既に吾校に來る、（中略）

嗚呼鹿兒島高等中學學友會は解散せられて薩隅の連山長へに臥す。諸子の心情察するに堪へたり。諸子を迎ふるに際し辭をなすこと爾り。（第三高等學校は、前年大學豫科を廢せられたので、凡そ六十名の轉校者があつた筈なのに、それ等に關する直接の記事は見當らないやうである。（一九四・二四〇頁參看、筆者註））

而して從來の戸外遊戲部が運動部と改稱せられたのもこの年のことであり、二十八年日清戰爭直後に成立せる端艇會が龍南會の部となつたのは、三十一年四月の豫算會通過以來のことであり、小松宮殿下の御額「濟美」が奉揭せられたのは、三十一年六月のことである。（第三篇第三章參看）

降つて三十九年三月、工學部分立の爲に、本會は二百餘名の會員を減じ、所屬財產の中、端艇竀島竝に附屬品及び基本金の四分の一に相當する一百七十五圓、テニス・コート二個、テニス用ネット一個、ネット張器械等を分與したのであるが、雜誌第百十六號には次の公告を揭げてゐる。

戸外遊戲部を運動部と改稱、端艇會の成立より該部へ「濟美」奉揭、工學部の分立と會員の減少、所屬財產の分配

公　告

從來ノ工學部ガ熊本高等工業學校ト改稱シ新ニ獨立シタル爲ニ本會ハ二百餘ノ會員ヲ失フ事トナレリ。

尙本會所屬ノ財產ハ審議ノ結果端艇竀島、竝ニコレニ相當スル附屬品、基本金ノ五分ノ一卽百七十五圓、テニスコート二個、テニス用ネット一個、及ネット張機械ヲ分與シタリ。

總務委員

然るに、大正三年六月發行の第百五十四號には、Y、N、生より龍南會豫算會への希望と題する一文を寄せてゐる。

豫算會議に組長參加の件提唱

龍南會豫算會へY、N生の希望

今龍南會豫算會（例年第二學期の終りにあり）に龍南會費を使用すべき委員の外に會費納入者たる一般各組生徒を代表したる組長を列席せしめて龍南會豫算の決議權を與へたならばどんなものであらうか。（下略）

右に依れば、各組の組長を豫算會議に參加せしめることは、今日よりすれば當然のことであるにも拘らず、當時は單なる希望に過ぎなかつたことが知られると共に、遠征費補助の如きも、大正三年度までは、悉く之を有志の寄附に待ち、同四年度より、總收入三千一百五十一圓の中、各部選手遠征費補助として、三百二十圓を支出することとなつてゐるのである。

選手遠征費補助

總　務　部　報（大正四、三、三〇、第百五十七號）

十二月廿四日　本會劍道野球兩部撰手京都遠征に就き募集中なりし寄附金を集む、總額壹百四拾貳圓七拾參錢兩部に切半す。尙撰手は午後出發す。

而して明治四十一年には、野球部及び庭球部が加はり、同四十二年には、運動部が廢せられて、水泳部が加はり、大正三年には、擊劍部を劍道部と改稱し、同九年には、山岳部が加はり、同十一年には、陸上競技部が加はり（前年俱樂部公認）、同十二年には、蹴球部が加はり、昭和三年には、ラグビーを編入し、同四年、ラグビー部の獨立を認め、又籃球部が加はり、同五年には、弓術部を弓道部と改稱、同六年には、排球部及び馬術部が加

野球部・庭球部・水泳等の成立、運動部の廢止、山岳部・競技部・籃球部

部・排球部・馬術部・音樂部の成立ア式ヲ式の分立、ホッケー倶樂部の公認規則の複雜化

はり、同七年には、音樂部が加はり、（前年倶樂部を公認）籃球部を蹴球部と改稱し、同十二年には、ホッケー倶樂部が公認せらるゝ等、豫算も次第に增加し、一面、生徒定員の減員に伴うて、會員の數も少くなり、豫算編成の際に於ける總務部と各部委員との折衝も、容易ならぬものがあるやうである。

又、諸規則も漸次複雜を來し、總則十一條、事務取扱規則七條、會計規則十二條、役員選擧規則七條の外、龍南會役員選擧規則施行細則の如きは、第一章委員候補者の推薦二條、第二章委員の選擧十八條、第三章委員當選者六條、第四章委員の補充四條、第五章選擧運動六條といふ風に詳細に亙つてゐることは、近代世相の一端の現れと謂ふべきであらう。中に就いて、第五章選擧運動の條項に、「戸別訪問ヲナス事ヲ得ス」とか、「選擧事務所ヲ設置スルコトヲ得ス」とか規定されてゐるのは、その弊の甚しきを認めた結果に外ならないのである。

なほ前記の豫算との比較の爲に、昭和十二年度の豫算表を揭げて置きたい。

昭和十二年度豫算表

昭和十二年度龍南會豫算表

收入之部

通常會員費	一人六五〇人分	一〇、五〇圓
新入生入會費	一人二二〇人	三、五〇
名譽會員費		六八二五、圓 〇〇〇
預金利子		七七〇、〇〇〇
基本金利子		七〇〇、〇〇〇
前年度繰越金		一二〇、〇〇〇
前年度遠征費繰越金		五八〇、七六〇
補助金		六六一、七七〇
合計		三〇〇、〇〇〇
		九九五七、五三〇

支出之部

一、	總會計所屬	三二九四、九五〇
二、	無所屬會計所屬（ホッケー倶樂部補助費ヲ含ム）	一六一〇、五七〇
三、	演說部	六七、一〇〇
四、	雜誌部	五四三、〇〇〇
五、	劍道部	三一六、七二〇
六、	弓道部	二八七、七六〇
七、	柔道部	四二二、〇〇〇
八、	野球部	六二六、四五〇
九、	庭球部	四一七、〇〇〇
一〇、	端艇部	三三一、六〇〇
一一、	水泳部	二五一、六五〇

一二、山岳部　二四三、〇〇〇
一三、陸上競技部　三四五、七〇〇
一四、ア式蹴球部　三二九、二六〇
一五、ラ式蹴球部　四〇五、四一〇
一六、籠球部　一四四、三一〇
一七、馬術部　九八、八〇〇
一八、排球部　一四三、七五〇
一九、音樂部　七八、五〇〇
合計　九九五七、五三〇

而して總會計所屬の中、各部遠征補助費に二千二百二十九圓を充ててゐるのは、大正四年度に比して隔世の感があり、又、無所屬會計所屬の中、記念祭行事費として五百六十圓を充ててゐることも、この際特に附記して置く。

終りに、龍南會雜誌に就き一言すれば、明治二十七年十月發行の第二十九號よりは、題簽にも谷將軍揮毫の字を用ひるやうになつた。同號雜報には、

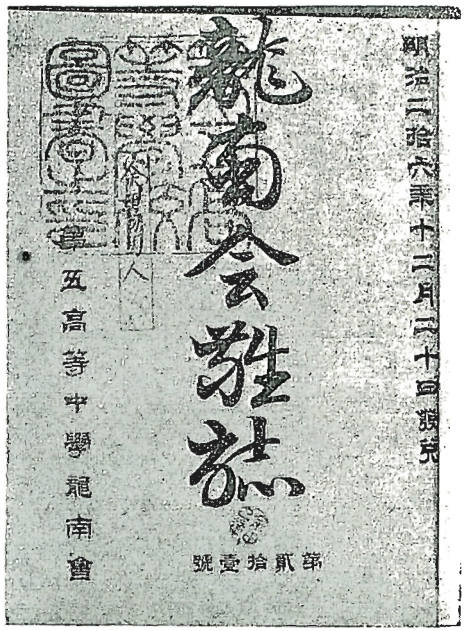

谷將軍の題簽

新入諸君に告ぐ、表紙「龍南會雜誌」の五字、是れ丁丑の役、我銀杏城に據りて薩の貔貅を拒ぎたる谷將軍の書する所、其筆勢の雄偉穩健亦以て將軍の風采を想ふ可からざらんや。（中略）仰いで城頭を望み、俯して此字に對す。諸君の感懷果して如何。

と記してゐる。然るに時代の推移は青年心理に影響して、その內容も著しく文藝的に又思想的に傾き、大正三年度の豫算會の際には、既に表紙の文字改版代も通過したが、谷干城の筆と知つて一時中止せられ、大正八年十月發行の第百七十二號よりは、遂に「龍南」と改められて了つた。同年十月二十五日の庶務課日誌には、次の如く書いてある。

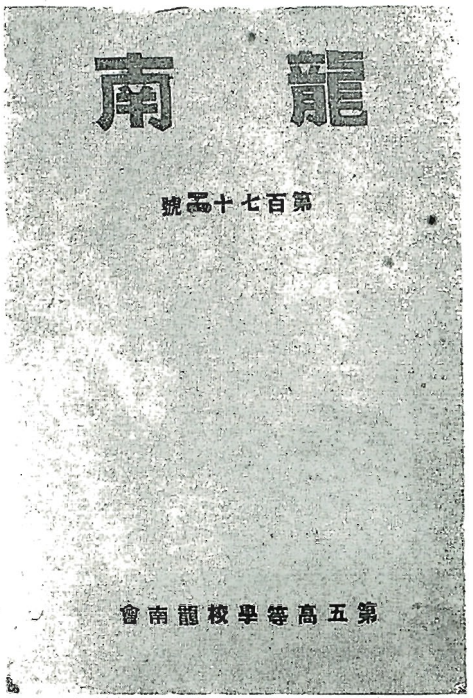

「龍南」と改題

內務大臣へ龍南會雜誌題號改稱屆ヲ春野發行人ヨリ提出ス。內務、文部、熊本市警察署へ該雜誌本月刊行分ヲ送付取計ヒタリ。

爾來每號種々技巧的な表紙を用ひ、往々文藝部の名すら使用せられて、豫算會の席上問題となつたくらゐで、從

つて、雜報欄の如きは、殆ど無視せられて了つてゐたが、近年再び雜誌部の名に復つたのである。

第四篇

第一章　補　遺

一　各宮殿下の台臨竝に奉送迎

御台臨の各宮殿下

各宮殿下の御動靜に就いては、具申書の有無、記錄の精粗等の爲に、敍事の統一を缺くのは、甚だ遺憾とする所である。

有栖川宮殿下

有栖川宮殿下

高雄艦長海軍大佐有栖川宮威仁親王殿下には、明治二十五年十一月二十一日、三角より御來熊、縣官憲兵隨行員等と共に御台臨の上、授業の模樣をも御覽あらせられた。遽のことゝて、諸般の準備も屆きかねたが、職員生徒一同、門前に整列して迎送し奉つた。

北白川兩宮殿下

北白川兩宮殿下

北白川第六師團長宮能久親王殿下には、明治二十五年十二月二十九日、文武官民學生等の奉迎裡に御着熊あらせられ、御息所殿下には、同二十六年一月二十八日御來熊、本校生徒は春日驛（現熊本驛）の綠門下に整列して奉迎した。然るに翌二十九日の日曜日に、特に本校生徒御延引の御趣に付、校名を以て、九州日日・九州自由・